（別添３）

評価要領

鳥取県立総合療育センター及び鳥取県立皆生養護学校給食調理業務を委託するにあたり、契約の締結先として最もふさわしい者を選定するため、提出のあった企画提案書等の審査を下記のとおり実施する。

１　審査会の設置

（１）審査会の名称

鳥取県立総合療育センター及び鳥取県立皆生養護学校給食調理業務委託業者選定プロポーザル審査会（以下「審査会」という。）

（２）構成人数

審査員の数は５名とし、鳥取県職員以外の学識経験者等を３名含むものとする。

２　審査の進め方

あらかじめ提出された企画提案書、提案者からのプレゼンテーション及び提案者との質疑応答を受けて審査を行う。

３　評価項目及び評価基準

（１）評価項目及び配点（140 点）

別紙「評価項目」のとおり

（２）評価基準

評価基準は次のとおりとし、絶対評価により整数で評価する。

５：高く評価できる　４：評価できる　３：やや評価できる　２：普通

１：もっと工夫の余地がある　０：評価できない

４　その他

（１）評価項目のうち１つでも評価できないものがあればその項目の評価は「０」とし、「０」とした委員があるときは、（ただし、注１～３を除く）審査会で協議し、審査会として「０：評価できない」と判断した場合は、失格とする。また、予算額を超えた提案においても失格とする。

（２）提案者が１社のみで提案書の必須項目としている項目を満たしている場合は、原則として（１）の評価点に関わらず最優秀提案者とする。

（３）（１）に関わらず評価項目の注１から注４については、客観的な評価基準を設けており、提出書類の記載事項により判断できる内容のため、事前に事務局にて評価点を記載する。

項目	評価点等	評価基準
注１	１	県内で他施設（病院又は医療・福祉施設）の受託あり。
	０	県内で他施設（病院又は医療・福祉施設）の受託なし。
注２	０	過去３年以内に行政指導を受けていない
	△１	過去３年以内に行政指導（軽易なもの）を受けており、改善されている場合
	△２	過去３年以内に行政指導（重要なもの）を受けており、改善されている場合
	△３	過去１年以上３年以内に行政処分を受けている場合、 又は過去３年以内に行政指導を受けており、改善されていない場合
	△４	過去１年以内に行政処分を受けている場合
注３①	０	「障害者雇用状況報告書」の雇用不足数が０の場合
	△１	「障害者雇用状況報告書」の雇用不足数が１以上の場合
注３②	１	企業認定されている
	０	企業認定されていない
注３③	１	認証登録事業者である
	０	認証登録事業者でない
注３④	１	協定を締結している場合
	０	協定を締結していない場合

注３⑤	０	過去２年間に受託業務における個人情報の漏えい等　無
	△１	過去２年間に受託業務における個人情報の漏えい等　有
注４	基準	管理運営費のみの予算額と予算額の８割との差を基に区分 上限額　１２８，１１５千円 上限額の８割　１０２，４９２千円 上限額と上限額の８割との差　２５，６２３千円 →３等分して８，５４１千円
	５	１０２，４９２千円未満
	４	１０２，４９２千円以上１１１，０３３千円未満
	３	１１１，０３３千円以上１１９，５７４千円未満
	２	１１９，５７４千円以上１２８，１１５千円未満
	１	１２８，１１５千円